

平成 30 年度第 2 回富山県手話施策推進協議会（議事概要）

日時：平成 30 年 11 月 15 日（木）午後 3 時～午後 4 時 30 分

場所：富山県民会館 508 号室

議題：（１）第 4 次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案）について
（２）その他

委員からの主な意見

○第 4 次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案）について

- ・それぞれの施策について、障害者の視点や費用等について考慮しながら、優先順位を付けて取り組んだ方がより高い効果が期待できるのではないか。

→（事務局回答）

現行の計画においても、例えば向こう 5 年間で手話通訳者を何人養成するといった目標値を設定しており、今後目標値をどのように設定するか検討していくこととしている。施策については、選択と集中という点を考慮に入れながら、県民に実績や効果が見えるような形で取り組んでいきたい。

- ・【資料 4】第 4 条（県の責務）に関して、「手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の推進に努める。」とあるが、言語としての手話の側面がより強調されるよう、「手話」という表記を「手話言語」もしくは「言語としての手話」に変更していただきたい。

- ・【資料 4】第 8 条（相談及び意思疎通の支援体制の整備）に関して、「手話通訳者を設置し、手話による情報発信を行います。」とあるが、これは第 9 条第 1 項（手話による情報発信等）に関する施策として盛り込むべきでないか。

- ・ヒアリンググループ（磁気グループ）についても盛り込んでどうか。

- ・【資料 4】第 9 条 2 項（災害時等への対応）に関して、防災に関する知識や対策についての情報を手話で発信するといった点についても盛り込んでいただきたい。

→（事務局回答）

現在の施策は、聴覚障害のみならず他の障害も包括した表記となっており、それぞれの障害の特性やバランスも踏まえて、いただいたご意見の趣旨をどのように反映できるか関係課とも協議していきたい。

- ・【資料4】第11条（手話通訳者の確保、養成等）に関して、「手話通訳者が安心して働き続けられる環境の整備に関して研究」とあるが、健康問題など具体的でわかりやすい表記にしていきたい。
 - ・【資料4】第12条（事業者への支援）に関して、事業所で働くろう者への支援という視点も計画に盛り込んでいきたい。
 - ・合理的な配慮を行わない事業者に対しても働きかけをしていく必要があるのではないか。
- （事務局回答）
合理的な配慮については、県の差別解消条例や関連の法体系の中で対応していくことになる。
- ・【資料4】第14条（学校における手話の普及）に関して、子どもの時から手話を学ぶことが重要であるため、保育所、小学校、中学校といったように、もう少し具体的に記載するとともに、いくつかの項目に分けることを検討していきたい。

○その他

- ・県の専任手話通訳者について、県の職員として採用することを検討していきたい。
- ・遠隔手話通訳サービスについて、県に設置した手話通訳者だけでは対応が困難と考えるので、聴覚障害者協会と連携して取り組んでいった方がよいのではないかと。
- ・日頃から地域で聴覚障害のある方について把握し、災害時だけでなく、緊急時においても支援できるような体制づくりについて検討していきたい。
- ・情報・コミュニケーションに関する条例についても議論していく必要があるのではないかと。